

選挙管理委員会規程

昭和 44 年 10 月 30 日制定

平成 14 年 9 月 28 日改訂

平成 26 年 11 月 21 日改訂

(目的)

第 1 条 この規定は、定款施行細則第 4 条による役員候補の選出等について定める。

(選挙管理委員長・選挙管理委員の選出及び選挙管理委員会の構成)

第 2 条 理事長は、理事会の意見を聴いて選挙管理委員長 1 名及び選挙管理委員若干名を委嘱する。

2. 選挙管理委員長および選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し選挙の管理をおこなう。

(選挙管理委員長及び選挙管理委員会の役割)

第 3 条 選挙管理委員会は、定款施行細則第 4 条に従い役員候補の選挙を行い、役員候補を選出する。

第 4 条 選挙管理委員会は、「役員の選出に関する規程」に基づき役員候補の選出を行う。

(選挙管理委員会の解散)

第 5 条 選挙管理委員会は、役員の社員総会議決後、解散する。

2. 理事長は、選挙管理委員会解散後、選挙管理委員長及び選挙管理委員の任を解く。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

1. この規程は、昭和 44 年 10 月 30 日より施行する。